

基労発1212第1号  
平成23年12月12日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部長  
(公 印 省 略)

労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム及び労働保険  
適用徴収システムにおけるセキュリティ対策の徹底について

労働基準行政情報システム・労災行政情報管理システム（以下「労働基準行政システム」という。）及び労働保険適用徴収システム（以下「徴収システム」という。）におけるセキュリティ対策については、労働基準行政システム内の「セキュリティ教育」、及び平成23年3月31日付け基労業発0331第1号「平成23年度労働保険適用徴収システム処理業務について」を通じて周知しているところであるが、今般、職員が行ったインターネットの閲覧操作を契機に労働基準行政システムの個人フォルダにおいて不正プログラムが検知されたところである。

については、労働基準行政システム及び徴収システムにおけるセキュリティ対策の更なる徹底を図るため、当該システムを利用する職員に対して、下記の取組を確実に実施するようお願いする。

記

1 職員において実施するセキュリティ対策

セキュリティ対策においては、以下の措置を確実に実行することが特に重要であること。

- (1) 業務遂行目的以外のインターネット利用の禁止
- (2) 不明・不審なファイルの実行（クリック）禁止
- (3) 不明・不審なメールの開封禁止
- (4) システム端末中のウイルス定義ファイルの更新（徴収システムのみ）

2 不明・不審なファイル及びメールを確認した場合の対応

万一不明・不審なファイル及びメールを確認した場合には、労働基準行政

システムにおいては、直ちに操作を中止し、速やかに労働基準行政システムヘルプデスクに連絡すること。また、徴収システムにおいては、直ちに操作を中止し、端末のLANケーブルを抜線した上で、速やかに徴収システムヘルプデスクに連絡すること。

- ・労働基準行政システムヘルプデスク：03-5903-3361
- ・徴収システムヘルプデスク：03-5903-9912

### 3 セキュリティ教育等の実施

労働基準行政システム及び徴収システムを利用する職員に対し、セキュリティ教育を行い、上記1の各措置を実施することを徹底すること。

セキュリティ教育については、労働基準行政システム内の「セキュリティ教育」に具体的な内容を掲載しているため、改めて速やかに受講させ、職員のセキュリティ教育の徹底を図ること。（「セキュリティ教育」の掲載箇所は、別添参照）

なお、来年1月開催予定の全国労働保険適用徴収主務課室長会議に併せて、徴収システムサイト管理者に対するセキュリティ研修を実施することとしているので留意すること。

労働基準行政システム内「セキュリティ教育」掲載箇所

